

証券コード 7098

2026 年 9 月 14 日

(電子提供措置の開始日) 2026 年 9 月 8 日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂二丁目 25 番 12 号

株式会社エージェント

代表取締役 四宮 浩二

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の株主総会参考書類等（委任状用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、当社ウェブサイトアクセスのうえ、「その他 IR 資料」を選択してご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://agent-network.com/ir/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）でもご確認いただけます。銘柄名「エージェント」または証券コード「7098」で検索し、「基本情報」－「縦覧書類／PR 情報」－「株主総会招集通知／株主総会資料」をご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の委任状用紙に賛否をご明示賜り、ご捺印の上、2026 年 9 月 28 日（月曜日）午後 6 時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026 年 9 月 30 日（水曜日）午前 10 時 30 分
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目 25 番 12 号 道玄坂通 5 階 当社会議室
3. 株主総会の目的事項

決議事項

anyenv 株式会社との吸収合併契約承認の件

以上

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社エージェント
代表取締役 四宮 浩二

議案 anyenv 株式会社との吸収合併契約承認の件

1. 提案の理由

当社は、当社の完全子会社である anyenv 株式会社（以下「anyenv」といいます。）を吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことといたしました。

本合併は、両社の事業内容が類似していることを踏まえ、事業推進・開発・管理機能の一体運営を進め、経営資源の集約、意思決定の迅速化および管理業務の効率化を図るとともに、税務上認められる範囲で anyenv の繰越欠損金等を有効活用し、当社グループ全体の収益性および資本効率の向上を図ることを目的とするものです。

なお、anyenv は債務超過会社であることから、当社においては簡易合併の手続を採用せず、本議案として吸収合併契約について株主の皆様のご承認をお願いするものです。

2. 吸収合併の概要

吸収合併存続会社	株式会社エージェント
吸収合併消滅会社	anyenv 株式会社
効力発生日	2026 年 10 月 1 日（予定）
合併方式	株式会社エージェントを存続会社、anyenv 株式会社を消滅会社とする吸収合併
合併対価	anyenv 株式会社は当社の完全子会社であるため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わない予定

3. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙「吸収合併契約書」のとおりであります。

4. その他の事項

anyenv が当事者となっている係属中の訴訟その他の権利義務は、本合併の効力発生日をもって当社が包括承継します。当該訴訟については、引き続き顧問弁護士と連携のうえ対応を継続する予定です。

また、本合併に伴う会計・税務処理、債権者保護手続、事前・事後開示その他の法定手続について、監査法人、顧問税理士、顧問弁護士その他の専門家と確認のうえ進めてまいります。

以上

吸収合併契約書

株式会社エージェント（以下「甲」という。）及び anyenv 株式会社（以下「乙」という。）は、乙を吸収合併消滅会社、甲を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりとする。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号 株式会社エージェント

住所 東京都渋谷区道玄坂二丁目 25 番 12 号

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号 anyenv 株式会社

住所 東京都渋谷区道玄坂二丁目 25 番 12 号

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、本契約締結時において乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に對し、甲の株式その他の金銭等を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。ただし、法令又は会計上の取扱いにより必要がある場合は、甲乙協議のうえ適法に処理する。

第 5 条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 1 日とする。ただし、本合併の手續の進行その他の事情により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 6 条（株主總會等の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本合併に必要な株主總會の承認その他法令上必要となる手續を履踐する。
2. 乙については、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併その他適用ある法令に従い、本契約について株主總會の承認を要しないものとして必要な手續を行う。

第7条（債権者保護その他の法定手続）

甲及び乙は、本合併に関し、会社法その他関係法令に基づき、事前開示書類の備置、株主に対する通知、債権者保護手続その他必要な手続をそれぞれ適法に行う。甲は、本合併の効力発生後、法令に基づき事後開示書類を作成し、備え置く。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ相手方と協議する。

第9条（権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務を承継する。ただし、その性質上承継できないもの又は法令若しくは契約上別途手続を要するものについては、甲乙協力して必要な手続を行う。

第10条（従業員の取扱い）

乙に在籍する従業員その他の人員に関する取扱いについては、関係法令及び各人の契約関係に従い、甲乙協議のうえ適切に処理する。

第11条（訴訟その他の係争案件）

乙が当事者となっている係属中の訴訟その他の係争案件に係る権利義務及び法的地位については、本合併に伴い甲が法令に従って承継し、効力発生日後は甲が必要な対応を行う。甲及び乙は、当該承継及び訴訟手続上必要となる届出その他の手続に相互に協力する。

第12条（本合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本合併の条件を変更し、効力発生日を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、法令上必要となる甲の株主総会の承認が得られない場合、債権者保護手続その他本合併に必要な法定手続を完了できない場合、又は法令上必要な関係官庁その他の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年8月21日

甲 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

株式会社エージェント

代表取締役 四宮 浩二



乙 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

anyenv 株式会社

代表取締役 四宮 浩二

